

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年4月23日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業
- (2) 業務内容 別紙委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年7月28日まで
- (4) 履行場所 岡山県県民生活部市町村課の指定する場所

2 技術提案に参加する者に必要な資格

技術提案に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

岡山県県民生活部市町村課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号：086-226-7271

メールアドレス：sichoson-gyou@pref.okayama.lg.jp

4 技術提案参加手続等

(1) 委託業務仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和7年4月23日（水）から令和7年5月7日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部市町村課ホームページからダウンロードすることもできる。

URL : <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/17/>

(2) 技術提案への参加申請に必要な書類、提出期間、場所及び方法

ア 提出書類 技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 提出期間 令和7年4月23日（水）から令和7年5月7日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 上記3の場所に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限るものとし、提出期限内に必着を要する。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対して、その旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年5月13日（火）までに、上記3の宛先にメールで説明を求める書面を提出することができる。なお、メールの送信後に上記3の宛先に電話で連絡すること。

(4) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間 令和7年4月23日（水）から令和7年5月7日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 質問方法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）を上記3の宛先にメールで提出すること。なお、メールの送信後に上記3の宛先に電話で連絡すること。

ウ 回答方法 岡山県県民生活部市町村課のホームページに回答を掲載する。

ただし、本技術提案に直接関係ないもの及び質問者に固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない又は回答方法を変更する場合がある。

エ その他 技術提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

5 技術提案書の提出等

- (1)提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時までに必着
- (2)提出場所 上記3の場所に同じ。
- (3)提出方法 持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法による提出に限るものとし、提出期限内に必着を要する。）
- (4)提出書類
 - ア 見積書
 - ・本事業に係る経費の見積及び内訳を仕様書に沿って具体的に示すこと。
 - ・岡山県知事宛てとし、代表者印を押印すること。押印を省略する場合は、発行責任者、担当者の氏名及び連絡先を記載すること。
 - イ 第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業に関する技術提案書（様式第3号）
 - ウ 啓発プラン概要調書（様式第4号）
 - エ Web広告のデザインに係る説明資料（デザイン案）
 - オ Web広告の配信に係る説明資料
 - ・Web広告の種類、広告タイプ、その選定理由、想定表示回数等について記載すること。
 - カ 街頭啓発配布資材（ポケットティッシュ）のデザインに係る説明資料（デザイン案）
 - キ 街頭啓発配布資材（ウェットティッシュ）のデザインに係る説明資料（デザイン案）
 - ク 街頭啓発用資材（のぼり）のデザインに係る説明資料（デザイン案）
 - ケ 自由提案項目に係る説明資料
 - コ 本事業の実施体制及び同種・類似（広告・広報）業務の実績に係る説明資料
 - サ その他参考資料
- (5)提出可能数 提案参加者1者につき1案
- (6)提出部数 9部（正本1部、副本8部）
- (7)その他
 - ・提出書類は、全てA4サイズで提出すること。（5(4)アを除く）
 - ・5(4)ア及びイは5(6)の提出部数によらず、別葉で1部のみ提出すること。
 - ・1提案の中で発注者側に選択肢を示す等、実質的に複数案を提示するような提案は行わないこと。ただし、5(4)エにおいて配信対象に応じてデザイン案を使い分けることは可能とする。
 - ・提出書類には、提案参加者の社名、商号等を記載しないこと。（5(4)ア及びイを除く）

6 契約候補者の選定等

- (1)選定方法 別紙「第27回参議院議員通常選挙臨時啓発事業提案選定要領」で設置する審査会において、別添の選定基準及び採点基準に基づき、書類審査により総合的に採択案及び契約候補者を選定する。
- (2)選定結果の通知 選定後、提案参加者全員に書面により通知する。

7 契約の締結

- (1) 業務委託契約書の作成を要する。契約候補者の選定後、提出された技術提案を基本として当該事業者と県で協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (3) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 その他

- (1) 提出期限までに技術提案参加資格確認申請書（様式第 1 号）の提出がない者は、参加意思のないものとして取り扱う。
- (2) 応募及び審査に要する一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (3) 提出後に提出書類の差替又は修正は認めない。ただし、県から指示があった場合を除く。
- (4) 提出書類は返却しない。なお、提出書類は審査の目的以外には使用しない。
- (5) 提出書類は、審査のため必要な範囲内で複写することがある。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 3 に同じとする。
- (7) 本公告のホームページ掲載期限は、令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時までとする。